

取扱総則規定約款 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>(会社の責任開始期) 第3条</p> <p>(同右)</p>	<p>(会社の責任開始期) 第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。 (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時 (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時 (被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時) ② 会社の責任開始の日を契約日とします。 ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。 (以下省略)</p>
<p>第6節 保険契約の更新</p> <p>1. 保険契約の更新</p>	<p>第6節 保険契約の更新</p> <p>1. 保険契約の更新</p>
<p>(保険契約の更新) 第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間 (ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。) 前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日 (以下「更新日」といいます。) に更新することができます。</p>	<p>(保険契約の更新) 第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間 (ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。) 前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日 (以下「更新日」といいます。) に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。</p>
<p>② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。 (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき ア. 無配当積立保険 イ. 無配当養老保険 ウ. 無配当生存給付金付定期保険 (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき</p>	<p>(1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき ア. 無配当積立保険 イ. 無配当養老保険 ウ. 無配当生存給付金付定期保険 (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき</p>

取扱総則規定約款 新旧対比表

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。</p> <p>(1) 保険期間 (2) 保険契約の型 (3) 支払限度の型 (4) 生存給付金の形式 (5) 年金支払満了年齢 (6) 最低支払保証期間</p>	<p>② つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。</p> <p>(1) 保険期間 (2) 保険契約の型 (3) 支払限度の型 (4) 生存給付金の形式 (5) 年金支払満了年齢 (6) 最低支払保証期間</p>
<p>⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。</p> <p>(1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。</p>	<p>③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。</p>
<p>(2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき 会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。</p> <p>イ. 前ア. 以外であるとき 保険契約は更新することができません。</p>	<p>第24条 (保険契約の更新)</p> <p>② 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新前の保険期間と同一とすると前項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。</p> <p>(1) 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき 会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。</p> <p>(2) 前号以外であるとき 保険契約は更新することができません。</p> <p>第24条 保険期間の満了する日の2週間 (ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。) 前までに、保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、保険契約は保険期間の満了する日の翌日 (以下「更新日」といいます。) に更新されます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>(1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき (3) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき</p>
<p>⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。</p>	<p>④ 更新後の給付金額等は、保険契約の更新の申出の際に、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。</p>

取扱総則規定約款 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。</p>	<p>⑤ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。</p>
<p>⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。</p>	<p>⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。</p>
<p>⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。</p>	<p>⑦ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。</p>
<p>⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。</p>	<p>⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。</p>
<p>⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。</p>	<p>⑨ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。</p>
<p>⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱います。</p> <p>(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払</p> <p>(2) 給付金等の支払限度</p> <p>(3) 保険料の払込免除</p> <p>(4) 告知義務および告知義務違反による解除</p> <p>(5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効</p> <p>ア. 無配当ガン保険</p> <p>イ. 無配当ガン入院保険</p> <p>ウ. 無配当ガン先進医療保険</p> <p>(6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効</p> <p>ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険</p> <p>イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険</p> <p>ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険</p> <p>エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</p> <p>(7) 削減期間</p>	<p>⑩ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱います。</p> <p>(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払</p> <p>(2) 給付金等の支払限度</p> <p>(3) 保険料の払込免除</p> <p>(4) 告知義務および告知義務違反による解除</p> <p>(5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効</p> <p>ア. 無配当ガン保険</p> <p>イ. 無配当ガン入院保険</p> <p>ウ. 無配当ガン先進医療保険</p> <p>(6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効</p> <p>ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険</p> <p>イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険</p> <p>ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険</p> <p>エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</p> <p>(7) 削減期間</p>
<p>⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。</p>	<p>⑪ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。</p>
<p>⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。</p>	<p>⑫ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第6項および第8項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。</p>

取扱総則規定約款 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱いませ</p>	<p>⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第10項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱いませ</p>
<p>⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。</p>	<p>⑭ 第1項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。</p>
<p>⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。</p>	<p>⑮ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。</p>
<p>第7節 保険期間が終身の保険契約への変更</p> <p>1. 保険期間が終身の保険契約への変更</p>	<p>第7節 保険期間が終身の保険契約への変更</p> <p>1. 保険期間が終身の保険契約への変更</p>
<p>(保険期間が終身の保険契約への変更)</p> <p>第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。</p> <p style="text-align: right;">(同右)</p>	<p>(保険期間が終身の保険契約への変更)</p> <p>第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期のこの保険契約を保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。</p> <p>② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。</p> <p>③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。</p> <p>(1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合</p> <p>(2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。</p> <p>(3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。</p> <p>(4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合</p> <p>(5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合</p> <p>④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。</p> <p>⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。</p> <p>⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。</p> <p>⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。</p>

取扱総則規定約款 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。</p>	<p>⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の前日までに払い込むことを要します。</p>
<p>⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。</p>	<p>（新設）</p>
	<p>⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。</p>
<p>⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。</p>	<p>⑨ 前項の場合、変更後契約の第1回保険料が払い込まれないときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。</p>
<p>⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給付金等の支払 (2) 給付金等の支払限度 (3) 保険料の払込免除 (4) 告知義務および告知義務違反による解除 (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効 <ol style="list-style-type: none"> ア. 無配当ガン保険 イ. 無配当ガン入院保険 ウ. 無配当ガン先進医療保険 	<p>⑩ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給付金等の支払 (2) 給付金等の支払限度 (3) 保険料の払込免除 (4) 告知義務および告知義務違反による解除 (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効 <ol style="list-style-type: none"> ア. 無配当ガン保険 イ. 無配当ガン入院保険 ウ. 無配当ガン先進医療保険
<p>(6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効</p> <ol style="list-style-type: none"> ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険 イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険 ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険 エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険 <p>(7) 削減期間</p>	<p>(6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効</p> <ol style="list-style-type: none"> ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険 イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険 ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険 エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険 <p>(7) 削減期間</p>
<p>⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。</p>	<p>⑪ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。</p>

取扱総則規定約款 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新 (2018年10月版)	旧 (2018年4月版)
<p>⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。</p>	<p>⑫ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第9項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。</p>
<p>⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。</p>	<p>⑬ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。</p>
<p>第13節 その他</p>	<p>第13節 その他</p>
<p>9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則</p>	<p>(新設)</p>
<p>(既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則) 第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。 (1) この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。</p>	<p>(契約日の特則) 第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。 (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。</p>
<p>(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。</p>	<p>(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。</p>
<p>② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。</p>	